

新潟市新津地区勤労青少年ホームの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	新津東部コミュニティ協議会
評価対象の期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域課コメント欄
1 利用時間等	◎	・平成25年度から指定管理者として、利用の承認・案内等の業務を適切に運営しています。 ・年間延べ2万9千人余りの利用があり、利用者へのアンケートでは施設サービスについて概ねよい評価を得ています。 ・緊急時に迅速に対応できるように、マニュアル及び連絡網が整備されており、利用団体も含めた救命救急講座を開催するなど利用者への危機管理に対する意識啓発も行っています。
2 適正な人員配置	○	
3 設備・備品の貸出	○	
4 利用者の安全確保	○	
5 案内等の対応と接遇	◎	
6 苦情への対応等	○	
7 緊急体制	◎	
8 利用実績	○	

2.事業(市の事業、自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域課コメント欄
1 目的にあったサービス提供		/
2 適正な人員配置		
3 情報提供・接遇		
4 利用者数等		
5 自主事業配分		
6 サービス向上の観点		
7 苦情等への対応		
8 緊急体制・対応		

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域課コメント欄
1 建物保守管理等	○	・この施設は昭和58年に開設されており、施設の修繕など手がかかりますが、外壁、駐車場等施設全般について、定期的に安全の確認を行い、市に報告がなされています。 ・利用者の要望を受け、設備を整備するなど利用しやすい環境づくりを実施しています。
2 個人情報保護	○	
3 備品等の管理	○	
4 清掃・警備等	◎	
5 修繕	○	
6 環境配慮	○	
7 再委託	○	
8 災害等への対応	◎	
9 関係団体、地域との連絡調整	◎	
10 管理記録	○	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域課コメント欄
1 管理経費等の縮減	◎	・経費の縮減に努めています。
2 事業見直し	○	
3 利用者増等	○	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

勤労青少年の健全な育成と福祉の増進及び地域の自主的・自立的な活動や交流の促進に資するためのまちづくりセンター機能を持つ施設であり、その管理運営を「新津東部コミュニティ協議会」が担っています。定期的に役員会・総会を開催するなど、民主的に運営されており、地域と連携した事業などにも取り組み、施設の有効活用を図っています。また、公共の施設を大切に利用してもらうよう努めており、指定管理者として優良であると評価します。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 秋葉区役所地域課 地域振興係 0250-25-5670(直通)